

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成28年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会 専門部会A
(はたらく場における男女平等参画の推進, ワーク・ライフ・バランス部会)
- 2 開催日時 平成28年10月21日(金) 午前10時から正午まで
- 3 開催場所 みと文化交流プラザ5階ミーティングルームB
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 伊藤明美, 伊藤充朗, 太田元子, 兼子千恵子, 荘司道之介, 田山知賀子,
百武幸子, 水嶋陽子
 - (2) 事 務 局 石塚美也, 篠原貴行, 飯村久美
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 正副部会長の選任について (公開)
 - (2) (仮称)水戸市女性の職業生活における活躍推進計画の策定について (公開)
 - (3) その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
平成28年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会【はたらく場における男女平等参画の推進, ワーク・ライフ・バランス部会】
- 9 発言内容

事務局

本日は, お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

ただ今から, 平成28年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会を始めます。

議事に入るまでの進行は, 私, 男女平等参画課長の____が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は, 定数の2分の1以上である8名の出席がありますので, 会議を開かせていただきます。

ここで, 本日の資料の確認をさせていただきます。(資料確認)

それではまず, 当専門部会の設置根拠について, 事務局より簡単に御説明申し上げます。

事務局

お手元の基本計画の 65 ページ、水戸市男女平等参画基本条例第 20 条の 3 第 1 項により、市長は、特別な事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができます。また、第 2 項において、部会の委員は、第 20 条に規定する委員のうちから、会長が指名します。

前回の 8 月の男女平等参画推進委員会において、専門部会の設置が決定され、委員の方全員に専門部会に入らせていただくこととなりました。そこで、会長を中心に検討した結果、3 つの基本施策のうち、基本施策①の「はたらく場における男女平等参画の推進」を中心に議論いただく部会と、基本施策③の「女性の就業支援」とを中心に議論いただく部会の二つの部会に分け、基本施策②の「ワーク・ライフ・バランスの推進」につきましては、どちらの部会でも議論いただくことといたしました。本日お集まりの皆様は、「はたらく場における男女平等参画の推進」と「ワーク・ライフ・バランスの推進」の検討をお願いしたい次第でございます。なお、専門部会の名簿につきましては、次第の裏面に掲載しております。

事務局

続きまして、正副部会長の選任について、皆様にお諮りいたしたいと思っております。いかがいたしましょうか。

____ 委員

事務局の案がありますか。

事務局

事務局案といたしましては、部会長を____ 委員、副部会長を____ 委員をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。それでは、お二人につきましては、正副部会長席の方へ、お席の移動をお願いいたします。

続きまして、会議終了後に会議録を作成いたしますが、その署名人を____ 委員と____ 委員の二人をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

それでは、____ 員委、____ 委員よろしくお願ひいたします。

ここからの議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

部会長

それでは議事に入ります。会議次第 2 の「水戸市女性の職業生活における活躍推進計画の策定

について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、お手元の資料1と2に沿って説明をさせていただきます。

では、「第3章 施策の展開」を御説明いたします。

基本計画の基本方針のうち、働く女性の活躍については、基本方針2の「生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちを目指します」の3つの基本施策に位置付けておりまして、そこでの具体的事業を重点化、迅速化していくということが、前回の推進委員会で確認されています。

資料2を御覧ください。

一覧表の具体的事業は、基本計画の具体的事業が記載してあります。

また、下線の引いてある部分は、市長以下全部長からなる男女平等参画推進本部において、5月に、この推進計画に盛り込む事項として決定した部分です。

そして、右の欄は、具体的事業の細目での実施内容について、現在取組中のもの、及び新規の取組を記載しております。本日は、この部分について、付け加える視点や取組について、御意見を頂きたいと思います。

(以下、略)

部会長

事務局からの、計画の素案について説明がありました。現在の基本計画での取組や、他の自治体の例なども参考に、たたき台の案を作ったということです。いかがでしょうか。

今回、女性活躍推進法ができて、水戸市ではその前から第2次の男女平等参画推進基本計画に基づいて取り組んでまいりましたので、バッティングするところもありますけれども、新たな法律に基づいて水戸市の推進計画を作ろうという形になりました。私たちは「働く場における男女平等参画推進」というのが一つ、「ワーク・ライフ・バランスの推進」という2つの項目について、この委員会で協議することになっています。

委員

この部会で今、ここでは何をすればいいのか、こういうことで意見を求めたいのかを説明願います。

事務局

具体的事業までは基本計画に盛り込まれています。その先の細目の事業について、女性活躍の視点からの改善点などを出していただきたいと思います。皆様の日頃の活動、御自身の経験なりお考えの中で、付け加えるべき視点や取組について御意見を頂きますよう、お願いします。

部会長

女性活躍推進法ができたことによって、事業所は事業所の計画を作る。水戸市も新たに推進計画を作るということで私たちが集まって、それぞれの中で、足りない点などの御意見を頂くということでした。

それでは、私から、農業士の家族経営協定がありましたよね。商業、いわゆる自営業者の商業のところの取組は、明記しなくていいのでしょうか。

事務局

商業の分野の取組について、補足してまいります。

部会長

このほかに何か御意見があれば。2ページの基本計画における目標指標の数値というのは、もうこれで確定なのですか。

事務局

基本計画の中で決まっている数字です。

____委員

うちは自営業です。30年くらい前、男は仕事、女性は家事という流れで来ました。社会全体もそういう感じでした。主人の母が、病気で寝たきりになった時に、やはり仕事、子育て、家事、介護、全て自分の肩にかかりまして、その時本当に大変でしたが、無我夢中でやってきました。この計画を作る取組はとても素晴らしいと思って勉強させていただいています。ぜひ、男性も取り組んでほしいと思います。今日の新聞に液体ミルクの導入が載っていました。制度も整ってきています。育児に男性も関わりやすくなっていますので、男性も意識改革して、そういうふうにして社会全体がならなくては駄目だと思います。すごく良いことに取り組んでいると思いました。

部会長

自営業の体験談ですね。ありがとうございます。

____委員

今回の国会で、介護離職を防ぐ目的で、従業員が介護休業を取得して復帰した場合に、国からの補助金が出る法律が成立しました。従業員が20人30人いるところであれば、一人くらい休んでも復帰するための受け皿は作っておけますが、5、6人の職場では、一人休むと、その役割を担う方を補てんするのは難しいのではないのでしょうか。市役所の場合は、その方の戻ってくる場所を確保できます。こういうことが一般の民間企業でできるのか。家族経営の場合はできるけれども、従業員だった場合にそういうことが中小企業さんの受け皿として可能なのか。意識をレベルアップしなくてはならないというところに、一番問題があるのではないのでしょうか。ワーク・ライフ・バランスの意識を認識している方が10%くらいで、何年後かに40%という意識では成功に終わらないと思います。やはりある程度将来を見越した上で、学校教育の中であるとか、小学校、中学校、高校も含めて、そういう若い世代の方に意識を啓発しておくということが一番大事だと思います。

部会長

ありがとうございます。水戸市内は300人以下の事業所が多くて、そこでの意識の醸成をどう

するかということと、理想と現実のギャップをまずは子どもたちの教育から取り組むべきという御意見です。

事務局

教育の部分については、男女平等参画推進基本計画（第2次）に、その視点が入っています。

今回は、女性の活躍を推進してもまだなお進まない「職業生活」の部分について、その部分に特化して推進していこうという新しい法律を作ったところなので、本推進計画の中には子どもの教育は入っていませんが、男女平等参画推進基本計画第2次の中にも、学校教育の場でのキャリア教育を位置付けて、実施しているところでございます。

部会長

もう基本計画にも位置付けされて、少しずつやっているということですね。

____ 委員

今の女性の就業支援の話なのですけれども、介護も含め、休業後、復帰した時にどうやって受け入れるのが、一番大切なことだと思います。自分の居場所がなかったり、そこでハラスメントなどがあつたりすると、働く女性が戻ってきても、なかなか伸びないと思います。女性がそういうふうには負けないで頑張ってやっていけることを考えてあげることが大切だと思います。

部会長

今の意見については、11 ページ、従業者等への育児休業制度の周知というところで育休の場合ですけれども、「育児休業中も職場や仕事の情報を得られたり、研修を受けられたりする等の取組をするほか、復帰後も育児と仕事を両立しやすくする制度を周知する」と、新規で出ています。復帰後どうするかです。仕事がなくなっていたり、休業している間にいろいろな情報が分からなくなってしまうとか。

____ 委員

出産・育児・介護などにより離れた場合、女性の再就職への支援や、同じところに戻って来るにしても、支援をすることが大切です。また専門的な知識や資格の取得などの、職業能力開発への支援、企業への支援など、働くチャレンジを求める女性への支援の充実が求められていると聞きます。今と同じ状態で、あれこれと女性に働きを要求するのではなくて、レベルを高くする支援をした上で、堂々と活躍していただくというのが大事です。

部会長

女性の再就職、キャリアアップのところをもっと充実してほしいということでした。

____ 委員

10 ページのところに関連しているのですが、産休・育休中の保育所の利用です。今、待機児童の問題は、保育所をつくれればつくるほど、待機児童は出てくるわけです。けれども、一度保育所に入ってしまった人たちが長い産休を取っているために、新規の方を受け入れられないというこ

とが、各地で問題になっております。水戸市が、少子化という面から安心して子供が産めて長く休めるのがいいと考えるのか、それとも、産休育休中でも長く取る人には保育所の利用を狭めて、子どもを預けて働きたい新規の人たちを支援するスタンスをとるのか、その辺りのことを、少し盛り込んだ方がよろしいのではないかと思います。

____委員

例えば企業内保育をやっているところに補助金をあげて、きちんと推進してほしい。企業の理解はもちろん必要でしょうけれども、働いている合間に授乳ができるとか、お子さんの生活を見ていけるような、こういうことが起こってこないと、クリアできないと思います。

部会長

企業内保育の現状というのは、今、水戸市にありますか。

事務局

ありますが、数的には少ないです。

国の動きとして、これまでは企業内保育所を設置した場合に補助金の支援等を行っておりましたが、今年度から、子ども・子育て支援制度に基づく企業主導型保育事業とあって、企業内ではなく、地域で企業の方が何人か集まって使えるように、そして地域の方も使えるような保育所の整備に対する補助金制度になりました。私どもは、こういう制度があるということを、積極的に企業にPRしていくべきだと思っております。水戸市独自の補助金制度も考えられますが、まずは、あるものをPRしていきたいと思っております。

部会長

今のお話の中で、産休・育休に入っている人、辞めざるを得ないという人の受け皿で、子育て日本一を目指す他市町村の中で、条例などを作って、保育所に入れるというような事例は聞いたことはありますか。

____委員

私は保育園に入れていますが、育児休暇中でも産休中でも仕事を辞めなくて続けられます。上の子が預けられているので。ただ、少し早く、4時にお迎えに行かなくてはなりません。働いていない方もみんな預けています。そういう形で預けられる体制はあります。

部会長

預けられるということが就業支援ですよ。

____委員

そうやって、育児休業中に預けられるところは多いです。それが、長期にわたって2年3年と育児休業中のお母さんが、働いていなくてもずっと休職中の状態で預け続けることによって、新規の方が入れないのが問題なのです。そうしたことがあるので、待機児童はますます解消しにくい。都市部などですと、2年以上になったら退所ですとか、様々なことをやろうとするので、裁判に

なったりしています。そうした育休の期間を長期に取るか短くするかというのが、労働者によって違うわけですが、こうした状況を見据えて、市としてどういうふうを考えていくのかというのを少し盛り込んだほうがよいと申し上げております。

いわゆる正規で正社員として制度の整ったところで働いている人は、比較的長く休むわけです。それと生活が厳しくて、少しでも早く働きたいお母さんが預けられないという格差が広がることになるので、私としては、女性の就労推進というときに、派手ではないですけども、生活のために少しでも早く預けたいという人のために配慮したプランにしたほうがよいのではないかと思います。

部会長

貴重な御意見ありがとうございます。

____ 委員

以前私が勤めていたところもそうでしたが、従業員が10名以下というところが、結構多いです。一人休んでしまうと、他の人を雇わざるを得ないというところもたくさんあると思います。育児休暇を取りたいというと、その分を誰か代替りの人を雇うことになりますけれども、雇われる方は1年間限定という任期付になります。そうすると、その方が続けて働きたくても、復帰される方がいるから辞めなくてはいけない。せっかく仕事に慣れてきて、続けたくても続けられないのが現状です。育児休暇を取りやすくして、仕事を続けやすくするというのも大事ですが、代わりに雇われた方のケアも大事です。余裕があれば、その方も雇う。復帰後、子どもが病気で休むなどして、100%仕事に専念することができないと思いますので、もう一人雇えるくらいの資金を企業に支援することも大事だと思います。

副部会長

代替りの確保ですね。

労働者を守るということでは必要だと思います。正規労働者は権利があって守られています。非正規労働者は、期限があって、正規労働者の方が出てきたならば辞めなくてはならないというわけです。正規労働者が育休を取っている間は給付金が出ている。だけれども、非正規労働者は辞めさせられるわけです。私の周りでは、女性活躍推進法というのは、「女の人に、仕事も家庭も育児も介護も全部頑張ってやりなさい」という法律だよな。」という人もいます。この計画案は、どちらかというと、企業が努力する部分、自治体が努力する部分、その中に実際働いている人の意見というのはどういうものなのか。正規労働者で働いていても、昇進教育や訓練が自分の生活の中で無理だから、私は非正規パートになりたいというのも私の周りにもいました。そういう点では、実際の働いている人たちの意識はどうなのか。私たちがこんなふうに制度をつくっても、そこまで意識が上がってきているのでしょうか。

部会長

働いている人の意見というのは、アンケートや何かで、先ほどの基本計画の時に取りました。そういう声を集約し、私たちが積み上げていく必要があると思います。

副部長

市の職員組合の女性の人は、どんなふうにいるのかが、気になります。

事務局

市も特定事業主行動計画を作っていますので、その時に男女共にアンケートの集約はしております。また、2年前、私どもも、市の女性職員にアンケートはさせていただきました。外向けの一般の市内の事業所に対しては、市民意識調査と市内事業所調査を実施しております。今後、働いている女性の方と意見交換などをして、次の基本計画に向けて意見の集約もさせていただき、仕組みづくりをしていきたいと思っております。

部長

次に、12ページの仕事と介護のところ、何かございますか。

___委員

これからの施設というのは、家族のための施設という考え方もいいと思います。預けることができれば、職場復帰できる方は相当います。施設整備というのをやっぱり推進していくことが必要だと思います。今、水戸市は多床型の方には行っていません。全国的には、多床型の方です。こういうことなので、水戸市の方に提案してもいいのではないかと考えています。

部長

施設の受け皿のお話です。今回、ダブルケアの問題がありまして、介護も子育ても女性の肩にかかってしまうところをできるだけ解消し、仕事に復帰できるとか、そういう視点で、施策のところは書かれていると思います。ここは皆さんいろいろと御意見が出るのではないかと考えています。

___委員

高齢者の方たちが、子育ての補助要員として、自分の昔の手遊び等を教えながら関わっていくと聞いたことがあるのですけれども、水戸市の方でもそのような話は出ていませんか。

事務局

祖父母手帳というものを今度作るという話は出ております。

出産した時にお父さんが子育てに参画するための手帳というものを、母子手帳交付の時に出し、その祖父母向けのバージョン、3世代で参画しようというものを計画しています。

___委員

この話は、去年の12月の議会で質問をされた方がいらっしゃって、例えば健康状態などを母子手帳と同じように書くようになっていて、自分の孫が今どういう状態にあるのか分かっていると、来たときにすぐに対応ができるという論議があって、それはいいですねという市長の答弁があって、これから作ろうということになっています。

委員

今の高齢者は、結構元気です。体操をやりに行ったりしていらっしやるけれど、それだけの元気があるなら、少しはお手伝いさせていただきたいですね。

部会長

鹿嶋市はシルバー人材センターの人たちが、放課後に児童の面倒を見ています。有償ボランティアです。水戸市もシルバー人材センターがあつて、「わんぱくみと」の指定管理者になっていますが、他に子育て支援の取組はありますか。

事務局

水戸ファミリーサポートセンターでの育児支援サービスがありまして、シルバー人材センターが、有料で、産前産後のお世話や、保育者が不在の時の利用者宅での見守りというものをやっています。シルバー人材センターによる子育て支援のシステムづくりができております。

部会長

一般にテレワークといわれている、家で仕事ができる制度を推進することも大切だと思います。

副部会長

ここは別の委員会の分野ですが、ぜひ水戸市内の空き店舗を活用し、できるだけ多くの女性起業家を応援してほしいと思います。

事務局

女性の起業を促すため、商工会議所、金融機関、相談機関等と連携を取りながらやっております。まず、男女平等参画課で、広く女性の方に起業への興味を持ってもらう講座を開催し、その受講者が、商業・駐車場公社の起業支援のプログラムでしっかりと学んでいただけるような流れにしております。日本政策金融公庫や茨城県よろず相談所とも連携し、ステップアップコースとして、水戸市内で起業をしている方たちの意見交換会も実施しております。活発な意見が出て、有意義な研修会ですので、今後も進めていきたいと思ひます。

部会長

とても重要な取組です。水戸のまちを活性化させるのは女性の力ですね。伊賀市では、空き店舗で女性が古布を売っており、見たら、空き店舗対策事業と書いてありました。空き店舗を活用した起業に対して補助金もあるようです。町の中で女性の起業を促すことは、どこの市町村も必要です。

事務局

空き店舗対策は、本来は商工課、商業駐車場公社が担っており、そこにつなぐように意識しています。

____ 委員

今までだと、空き店舗だと人が来なくてやめてしまうことが多かったのですが、現在、まちなかには市民会館など、起爆剤になる拠点が計画されています。また、最近、まちなかにコンビニエンスストアができ、ポイント的にコンビニエンスストアがあると、その間の店を埋めれば、全部が連携していくような感じがします。その間に入りやすい状況ではないかと思います。空き店舗対策ということで、例えば水戸市の行政機関をポッと街中に入れるとか、まず埋めることが大事です。

____ 委員

60 歳から 65 歳の年代の方が創業していない。嫌々ながらシャッターを開けて、喜びながらシャッターを閉めるという世代ですから。この次の世代は、ものすごく可能性があります。30 代 40 代の方、そこに期待しています。

部会長

時間となりました。いろいろ御意見を頂きました。ありがとうございました。今後、このほかに御意見がある方は、事務局に提出いただければと思います。10 月 28 日くらいまでをお願いします。

____ 委員

16 ページにある、女性の職業能力の向上の支援というところで、ロールモデルというのは何ですか。

事務局

ロールモデルとは、お手本です。実際に成功している方を、できるだけ詳しく広報したい考えです。

____ 委員

具体例ということですか。

事務局

様式は自由で結構ですので、来週 28 日くらいまでに出していただきますようお願いいたします。あと 1 回、専門部会を開かせていただく予定です。改めて日程調整させていただきますが、日程調整がつかないようであれば、文書のやり取りということでやらせていただきたいと思います。

____ 委員

もう 1 点よろしいですか。16 ページのネットワークの拠点づくりのところ、女性の交流の場を提供し、拠点づくりを支援するという新規事業。これは今年度の新規事業でしたか。

事務局

新規事業です。

委員

これは、まちなかとか水戸市の公共施設を使うとか、異業種の方が、いろんな職場の悩みを話し合える場所という考え方ですね。今話していたのは、街中のネットカフェみたいなものを作って、職場では人間関係が悪いけれども、そういう異業種の人が集まって悩みが言えるみたいな施策も考えられます。

事務局

仕組みづくりを私たちがして、その会場がどこになるのかということだと思いますけれども、確かにまちなかでというのを意識するのは良いことだと思います。

女性起業家の研修会を「みと文化交流プラザ」ではなく、南町のワグテイルを会場にし、そこを知ってもらい、そういうネットワークができて交流ができれば、そこを会場に何回か集まっていただくというのでも考えられると思います。

部会長

貴重な御意見ありがとうございました。これで、平成 28 年度第 1 回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会を終了いたします。